

令和8年8月 随意契約一覧（建設工事等）

項番	契約日	件名	工期末 （履行期限）	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
1	6月19日 （※）	第四吾嬬小学校屋内運動場棟ミーティングルーム空調設備改修工事	令和8年8月31日	有限会社下田電気商会	2,145,000	第四吾嬬小学校屋内運動場棟ミーティングルームの空調機が故障し動作不可となっており、夏季における気温上昇の中で児童の安全を確保し、室を利用を行うことが困難である。また当該室については地域住民へ貸出しているが、夏期において空調ができない場合は利用所の安全性が担保できないため貸出が困難となる。以上より早急に空調設備の交換が必要である。 指定事業者は、平時から本施設空調設備及び電気設備の補修を行っており、既存の空調設備を詳細に把握しているため、最も迅速かつ確実な対応が可能である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	公共施設マネジメント推進課
2	7月28日 （※）	緑小学校5年3組空調改修工事	令和8年9月11日	有限会社下田電気商会	1,771,000	緑小学校5年3組教室の空調機が故障し、使用できない状態となっている。 夏季における気温上昇の中で、児童の安全や教育環境を確保するため早急に空調機の交換が必要である。 指定事業者は、平時から本施設空調設備及び電気設備の補修を行っており、既存の空調設備を詳細に把握しているため、最も迅速かつ確実な対応が可能である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	公共施設マネジメント推進課
3	8月4日	緑町公園ザイルクライミング改修工事	令和9年1月26日	株式会社コトブキ	6,382,680	本工事は、ザイルクライミング遊具の改修を行うものである。 指定事業者は、当該遊具の設計・製造業者であり、ロープの組立方法及び接続構造について独自の技術を有している。当該遊具は、この構造を前提として安全性能が確保されているため、改修に当たっては既設遊具と同一の構造を維持した施工が必要となる。このため、本工事の安全性を確保しつつ適切かつ確実な施工できる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公園課
4	8月18日	すみだ生涯学習センター空気調和設備ほか改修に伴う基本設計業務委託	令和9年3月31日	長谷川逸子・建築計画工房株式会社	19,239,000	指定事業者は、本施設新築時の設計者であり、施設デザインの設計意図や既存設備に係る知見、情報の質的・量的優位性を有しているため、本施設の内外装のデザイン性を保ちつつ、空気調和設備改修及び外壁改修の設計業務を確実に履行することができるのは、指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公共施設マネジメント推進課

※ 緊急を要するため暫定契約を締結していたものについて、正式契約を締結したもの。